

# 第3章 障害者基本計画

## 1 基本理念

「障害者の権利に関する条約」では、障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進するため、障害のある人の権利の実現のための措置等を規定し、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めています。

また、こうした条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条に規定されているように、障害者福祉施策は、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念に則り、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

本計画では、支援を必要とする人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会活動に参加する主体ととらえ、各々の能力が発揮でき、自己実現できる環境を実現すべく、第4次神崎町障害者基本計画を引き継ぎ、『すべての人にやさしい 思いやりとふれあいのまち 神崎』を基本理念とし、障害のある人もない人も、共に助け合い支え合う共生のまちを目指します。

なお、この基本理念は、障害福祉計画及び障害児福祉計画と共に通るものとします。

計画の基本理念

すべての人にやさしい

思いやりとふれあいのまち 神崎

## 2 基本目標

本計画の基本理念や障害者総合支援法の趣旨に基づき、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害のある人の日常生活と社会生活を総合的に支援するため、本計画の基本目標を「障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域社会の実現」と定め、施策の充実を図ります。

### 3 施策の基本方針

基本目標の実現に向け、近年の障害者福祉施策をめぐる動向や、本町の障害者等の状況と取り巻く環境、アンケート調査の結果等を踏まえ、障害者福祉施策を次の5つの分野に区分して施策方針を整理します。

#### (1) 福祉サービスの充実

社会福祉協議会や民間事業者、近隣市町村等との協力により、障害福祉サービス、地域生活を支えるサービス基盤の整備に努めます。また、必要な情報提供や助言、サービスの利用促進のための相談支援体制の充実を図ります。

さらに、ボランティア団体等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を図ります。

#### (2) 保健・医療サービスの充実

保健所や医療機関との連携を強化し、障害の原因となる疾病の発生予防や早期発見、早期治療に向けた適切なフォローアップ体制の整備を図ります。さらに、医療体制の充実、精神保健に関する知識の啓発や相談体制の推進に努めます。

#### (3) 保育・教育環境の整備、就労支援の充実

障害のある子ども一人ひとりが、障害の程度に応じた保育や学習の機会を確保できるよう、保育・教育環境の整備を推進します。

また、障害のある人が、その適性と能力に応じて適切な職業に従事できるよう、福祉的就労の場の整備を図るとともに、一般就労への支援や企業等における雇用拡大等に取り組みます。

#### (4) 生活環境の整備

障害の有無にかかわらず、すべての人が安全に安心して生活し、社会参加ができるよう、移動手段の確保や公共施設・道路等のバリアフリー化の推進等生活環境の整備を進めます。また、障害のある人や高齢者の安全に配慮した防災・防犯対策に努めます。

#### (5) 障害への理解・社会参加の促進

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域で暮らす人々の障害に対する正しい理解や認識を深めるための啓発活動を推進し、障害のある人に対する正しい理解と配慮によって、各種施策をより効果的なものとします。

また、障害のある人がより充実した社会生活を送れるよう、障害のある人が社会に参加しやすい環境づくりに努めます。

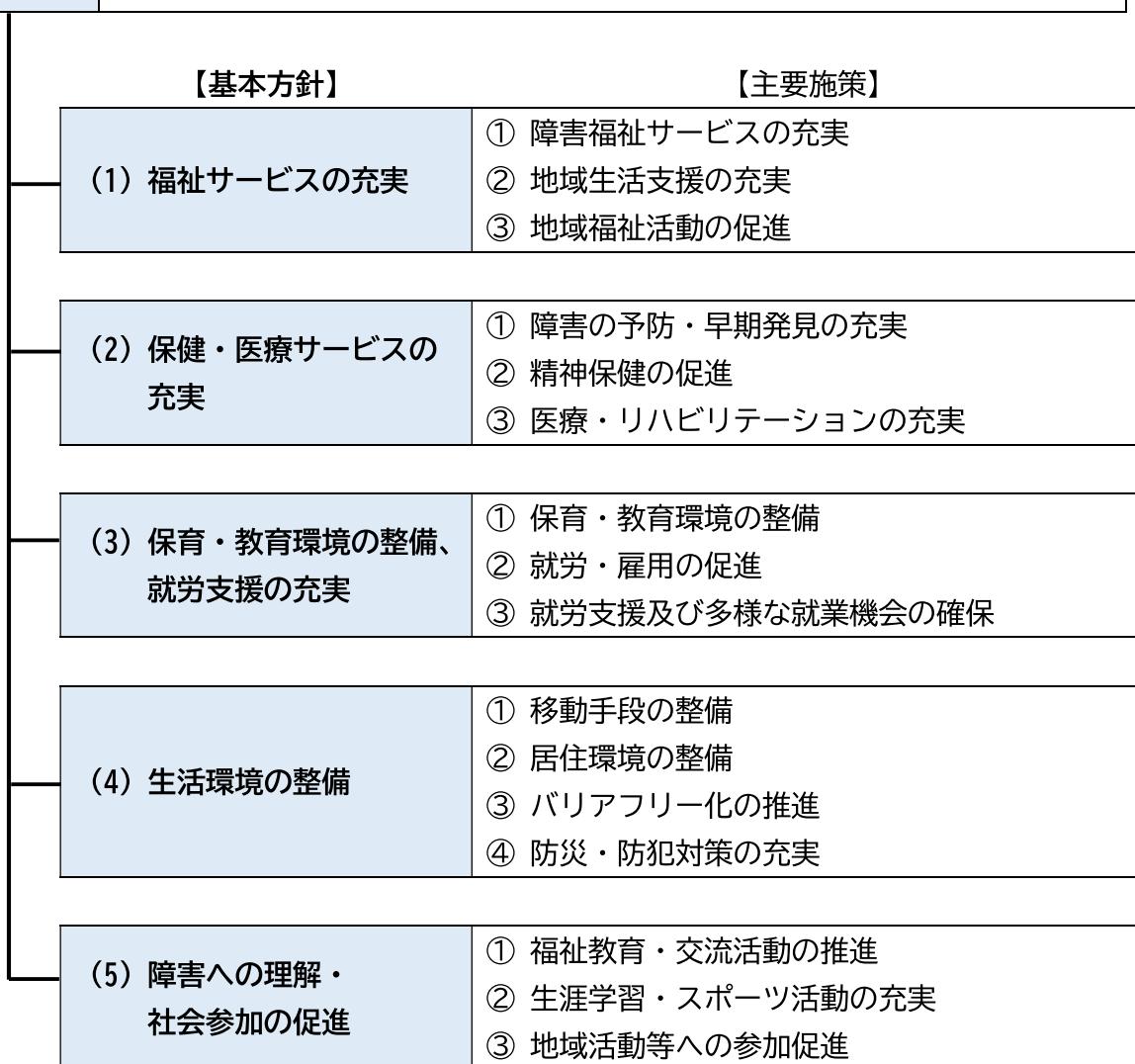
## 4 施策体系

障害者基本計画の施策体系を次のとおり定め、障害のある人の自立及び社会参加支援のための施策を計画的に推進します。

基本理念 すべての人にやさしい 思いやりとふれあいのまち 神崎



基本目標 障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことのできる地域社会の実現



## 5 施策の展開

### (1) 福祉サービスの充実

#### 現状・課題

アンケート調査によると、地域で生活するためにあるとよいと思う支援としては、「経済的な負担の軽減」に次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できる」が多くなっています。障害のある人が地域で安心して日常生活を営むためには、障害福祉サービス等をはじめとした様々な福祉サービスを充実させていくことが重要となることから、障害福祉サービス事業所等による、より効果的な福祉人材の確保方策等について検討を進め、訪問系を中心とした地域におけるサービス提供体制を整備していくことが求められます。

また、個々の障害の状況に応じた計画的、効果的な障害福祉サービスの提供を進めるためには、障害者の自己決定と自己選択を尊重する仕組みづくりが益々重要となってきています。特に相談支援については、支援者が亡き後の支援等も含め、支援ニーズや課題に適切に対応して障害福祉サービスに結び付けるため、障害福祉サービス事業所等と連携し、安心して相談できる環境整備を推進するとともに、障害のある人の自立した生活や意思決定を支援するための施策・事業の充実を図っていく必要があります。

さらに、障害のある人やその家族の生活支援に対するニーズは多様化しており、制度に基づく公的なサービスだけではきめ細かな対応は難しい状況であるという現実を踏まえ、地域における福祉活動の活性化など柔軟で幅の広い支援体制の構築に取り組んでいくことが重要です。

#### 基本的な施策

##### ① 自立支援サービスの充実

施策名	取組方針
訪問系サービスの給付	◇訪問系サービスは、今後も利用者数、利用時間も需要の増加が想定されることから、近隣市町村にある事業所の協力を得ながら提供体制の確保を図ります。 ◇医療的なケアや常時介護が必要な重度障害がある人及びその家族が安心して地域で生活できるよう、支援の充実に努めます。
日中活動系サービスの給付	◇障害者総合支援法における生活介護や自立訓練、就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援などの就労系サービスを活用して自立した生活を送れるよう支援します。

施策名	取組方針
居住系サービスの給付	<p>◇障害のある人の地域生活を支援するため、利用者の介護や援助を必要とする程度によって、障害者支援施設、グループホーム等の居住支援サービスの給付を行います。</p> <p>◇今後は、グループホームへの入居が増加していくことが想定されるため、本町のみならず、広域的な対応を検討していきます。</p> <p>◇障害者の生活を守るため、今後も地域生活支援拠点の受入事業所としてグループホーム等を支援していきます。</p>
自立支援医療の給付	<p>◇障害者総合支援法に基づく自立支援医療制度を活用し、身体障害のある人の更生のための医療（更生医療・育成医療）、精神障害のある人が入院しないで受ける医療（精神障害者通院医療）に対して、費用の給付を行います。</p>
補装具費の支給	<p>◇身体障害者手帳の交付を受けた人の日常生活や社会生活の便宜を図るために、身体機能を補完、代替するために必要とする補装具の給付や日常生活用具の給付を行います。</p>
福祉人材の確保・育成	<p>◇福祉・介護の資格や仕事への関心・理解を促し、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の専門職員を育成し、人材の確保と定着を図るために、ハローワーク等の関係機関と連携した取組を推進します。</p> <p>◇障害福祉サービスの質的向上を図り、利用者のニーズに応じたサービスが提供されるよう、千葉県と連携して障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の職員の人材育成に努めるとともに、事業所が自主的に業務の向上に努めることのできる環境づくりを推進します。</p>

## ② 地域生活支援の充実

施策名	取組方針
地域生活支援事業の推進	<p>◇障害のある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、障害のある人のニーズに合わせた事業実施体制の整備を推進します。</p> <p>◇地域生活支援事業の周知と町の実情に沿ったメニューの見直しを行います。</p>
情報提供の充実	<p>◇障害者総合支援法に基づき、聴覚や視覚障害等により、意思疎通が困難な障害のある人の円滑なコミュニケーションを支援するために、手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳等を行います。</p> <p>◇広報紙の福祉情報の充実、国・県のパンフレット・小冊子の活用、ホームページによる情報提供・実施サービスの閲覧・利用手続き等、多様なサービス情報提供体制の整備に努めます。</p>

施策名	取組方針
相談支援体制の充実	<p>◇必要に応じて複数のサービスを適切に結び付ける等、総合的かつ継続的な支援を行うために、計画相談支援事業として、利用者の視点に十分配慮した「サービス等利用計画」の作成を行い、障害のある人のサービス利用を支援します。</p> <p>◇相談支援事業者及び中核地域生活支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業者との連絡調整を強化し、相談支援の充実を図ります。</p> <p>◇発達の遅れや保護者の育児不安に関する相談に対して、適切な助言・指導を行うことのできる相談機能の体制整備に努めます。</p> <p>◇基幹相談センターとの連携を強化します。</p>
権利擁護の推進	<p>◇判断能力に支援を必要とする障害のある人や高齢者が、地域で適切なサービスが受けられるよう、社会福祉協議会や千葉県後見支援センターと連携をとりながら、権利擁護に係る相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス等を行う権利擁護事業を推進します。</p> <p>◇社会福祉協議会との連携を強化します。</p>
成年後見制度の利用促進	<p>◇意思決定の困難な障害のある人が、財産管理や在宅サービスの利用等で自己に不利な契約を結ぶことがないよう、成年後見制度等の利用支援を行います。</p> <p>◇市民後見人の養成や、法人後見事業を実施する団体への支援等を協議・検討します。</p> <p>◇成年後見人制度利用支援事業所の新設に向けて、関係団体との協議・連携を図ります。</p> <p>◇成年後見制度の周知を図ります。</p>
経済的支援の充実	<p>◇障害のある人が安定した生活ができるよう、障害者年金、各種障害関係手続き等の制度の周知・普及を図ります。</p> <p>◇在宅で生活する障害のある人・障害のある子どもの生活安定を図るため、各福祉手当等の充実を図ります。</p>

### ③ 地域福祉活動の促進

施策名	取組方針
ボランティア活動体制の充実	◇町ボランティア連絡協議会の機能の充実を図り、ボランティア情報の提供体制の確立、福祉ボランティアの育成・登録の拡充等を進めるとともに、指導者及びリーダーの育成を推進します。
地域福祉団体の育成・強化	◇地域に根ざした細やかな活動の発展を図るために、各種福祉団体への育成支援に努め、各団体の連携をサポートし、活動の促進に努めます。

施策名	取組方針
地域福祉ネットワークの強化	◇地域福祉の視点に基づき、町民、事業者、ボランティア、NPO及び町、社会福祉協議会等が互いに連携し、協力しながら、地域ぐるみの福祉ネットワークの強化を図ります。

## (2) 保健・医療サービスの充実

### 現状・課題

障害を持ちながらも健康で自立した生活を送るためには、疾病を予防し、個々に必要とされる医療・リハビリテーションを受けることができる環境は不可欠です。このため、障害の特性に合った適切な医療やリハビリテーションを提供できるよう、障害のある人等が病院や学校などの身近な相談窓口で行う困りごとの相談を必要な支援につなぐ体制の強化を図っていく必要があります。

また、早期療育は、障害のある子どもの乳幼児期における成長を支援し、障害の軽減を図り、将来の生活において自立し、可能な限り能力を発揮できるようにしていくものです。本町では、保健師等による妊婦・乳幼児の家庭訪問や保健指導、妊婦・乳幼児の健康診査等の母子健康保険事業を推進し、発達に遅れのある子どもの早期発見と早期対応に努めるとともに、各種健（検）診事業の充実により、加齢や生活習慣病に伴う障害の発生予防に向けた取組を進めており、引き続きできる限り早い時期から子どもの障害に応じた療育を実施することが重要となります。

さらに、精神障害者保健福祉手帳所持者数や自立支援医療（精神通院医療）受給者数が増加する本町において、本人や家族の高齢化、生活の困窮など複合的な課題に同時に直面する世帯への支援も喫緊の課題です。

### 基本的な施策

#### ① 障害の予防・早期発見の推進

施策名	取組方針
障害の予防・早期発見	◇子どもの発達の節目において集団健診等を行い、身体、運動、精神発達を確認し、障害の早期発見、治療、療育に対応します。 また、個別指導を取り入れ、よりきめ細かな対応に努めます。 ◇発達支援センター・保育所、母子保健担当と連携強化し、適切なサービスにつなげます。
母子保健事業の促進	◇母子健康手帳の配付時より「パパママ学級」への参加を促すとともに、妊婦健康診査や乳幼児健康診査の受診を促進します。 ◇乳幼児発達相談等の充実を図って、障害の早期発見から早期治療への適切な連携が図れるよう努めます。 ◇発達支援センター・保育所、母子保健担当と連携強化し、適切なサービスにつなげます。
健診後フォローメンバー体制の整備	◇心身障害がある幼児に対し、適切な保健指導・療育指導が行われるよう、乳幼児健診後、必要に応じて精密健康診査の受診を勧奨するとともに、医療機関等との連携を図り、適切なフォローメンバー体制の構築を図ります。

施策名	取組方針
早期支援体制の構築	<p>◇医療・福祉・教育の関係機関との連携を図り、障害のある子ども達が幼児期から専門的な治療や教育を受けられる支援体制の構築に努めます。</p> <p>◇障害のある子どものための早期療育・教育に関して、保護者への啓発に努めます。</p>
ライフサポートファイルの導入	<p>◇療育支援を必要とする児童に対し、ライフサポートファイルの導入、活用を促進します。</p> <p>◇町独自の「育児ダイアリー」を推奨していきます。</p>

## ② 精神保健の促進

施策名	取組方針
精神保健に関する啓発の促進	◇精神保健や精神障害に対する正しい知識の普及と、理解の促進のため、県関連機関と協力しながら啓発活動を推進します。
心の相談体制等の充実	◇精神障害に関する相談について、カウンセリング制度等の相談体制やケア体制を、県関連機関と連携して充実を図ります。

## ③ 医療・リハビリテーションの充実

施策名	取組方針
医療体制の充実	◇障害のある人においても高齢化が進む中、保健・医療・福祉の連携を一層強化し、医療体制の充実に努めます。県立佐原病院、成田赤十字病院等と広域連携を図り、効率的な救急医療体制を推進します。
リハビリテーションの充実	<p>◇障害により身体の機能が低下している人を対象に、身体機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるための訓練を行います。また、介護保険制度との連携を図りつつ、加齢に伴う身体機能の低下によって、リハビリテーションが必要な人への対応の充実に努めます。</p> <p>◇千葉リハビリテーションセンター等の事業内容の周知に努め、相談や訓練等における活用を促します。</p> <p>◇福祉タクシー事業の拡充等、リハビリテーション事業所への通所する環境を整備します。</p>
医療経費軽減対策の推進	◇障害のある人の医療費負担の軽減を図るため、自立支援医療や重度心身障害者医療費助成制度等の周知と利用促進に努めます。